

前橋市市民課ツイッターアカウント運用ポリシー

前橋市では、市民課窓口の混雑状況等の情報の発信を行うにあたり、「前橋市市民課ツイッター」アカウント運用ポリシーを定めます。

1 ソーシャルメディアサービス名

ツイッター (Twitter)

2 アカウント名

前橋市市民課@maebashi_siminka

3 テーマ・内容

市民課窓口の混雑状況などを発信します。

4 運用管理責任者・投稿者

運用管理責任者は市民課長とし、発信は市民課長の責任の下に市民課職員が行います。

5 運用方法

- ・このアカウントは、前橋市市民課が管理し、情報発信を行います。
- ・当該ページは情報発信のページとして活用いたします。またコメントやダイレクトメッセージに対しての返信は必ずしも行われるものではありませんのでご了承ください。
- ・返信が必要なご意見やご質問は、前橋市公式ホームページにある問い合わせ先から、電話やファクス、Eメールなどで直接問い合わせてください。

6 免責事項

- ・投稿に関しては細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。正式な発表に関しましては、前橋市ホームページや担当課等でご確認ください。
- ・前橋市市民課ツイッターを利用することで生じた直接・間接的な損失について、前橋市は一切責任を負わないものとします。
- ・当ページの内容は予告なく変更することがあります。
- ・前橋市は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

7 著作権について

原則として、当ツイッターに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は前橋市または原作者に帰属します。ただしツイッターの機能を使用し、情報拡散していただくことは問題ありません。

8 削除ルールについて

以下のような内容の投稿については、予告なく削除する場合もあることをご了承ください。

- ・ 公序良俗または法令に反し、またはそのおそれのある内容
- ・ なりすまし、虚偽の内容詐欺やミスリーディング
- ・ 建設的な議論を妨害妨げる内容
- ・ 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- ・ スпам行為
- ・ 著作権、商標権など、本市または第三者の権利を侵害する内容
- ・ 政治活動、選挙活動、宗教活動
- ・ 専ら宣伝等の商業的行為を目的とした、自己の商品、店舗、会社の紹介等の内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ わいせつ表現等を含む不適切な内容
- ・ 名誉、信用を傷つける内容
- ・ 他のユーザーが不快と感じる内容
- ・ 本ページの運営にあたり不適切と判断した内容